

令和4年度 第10回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和5年1月20日(金)

開会 午前9時

閉会 午前11時25分

② 場 所 春日市役所議会棟全員協議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子
委 員	宮 崎 泰三郎
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	武 末 竜 久
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	山 下 江 利
文化財課長	高 田 勘 治
経営企画課長	菫 原 裕 之

教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主任	林 由梨奈

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和4年度第10回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。宮崎委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第12号議案 春日市文化財保護審議会設置条例の制定に関する意見の申出について

○扇教育長

第12号議案 春日市文化財保護審議会設置条例の制定に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第12号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第12号議案は非公開とします。

- ・第12号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第12号議案は、全員賛成により可決。

(2) 第13号議案 春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

○扇教育長

第13号議案 春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第13号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第13号議案は非公開とします。

- ・第13号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第13号議案は、全員賛成により可決。

(3) 第14号議案 春日市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

○扇教育長

第14号議案 春日市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第14号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第14号議案は非公開とします。

- ・第14号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第14号議案は、全員賛成により可決。

(4) 第15号議案 春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定に関する意見の申出について

○扇教育長

第15号議案 春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第15号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第15号議案は非公開とします。

- ・第15号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第15号議案は、全員賛成により可決。

(5) 第16号議案 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

○扇教育長

第16号議案 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第16号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第16号議案は非公開とします。

- ・第16号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第16号議案は、全員賛成により可決。

(6) 第17号議案 春日市教育支援センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第17号議案 春日市教育支援センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第17号議案 春日市教育支援センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。教育支援センターの事業内容について、不登校対策の中核機関として、その総合的な推進に関する事項を明確に位置付けるとともに、適応指導を担う教室であるマイスクールとして学習指導及び教育相談を行っていることを明記するというものでございます。

改正箇所は事業内容を定める第2条と事業の対象者である第3条でございます。第2条各号については、適応指導教室における指導・学習指導・教育相談・教員の実践的な研修・その他規定しか現行ではございませんでした。このため、提案理由のとおり不登校対策の中核機関としての事業内容2点として、不登校等の調査分析・不登校対策の立案推進を冒頭に加えております。また、新第3号から新第5号までについては、本市の適応指導教室の名称である「マイスクール」の文言を追記し、マイスクールとして適応指導等を担っていくこと・学習指導と教育相談の対象者が原則マイスクール在籍の児童生徒等であることを明らかにいたしました。対象者を定める第3条については、第2条各号の冒頭に中核機関としての事業内容2点を追記したことで、号のずれが生じたのでこれに伴う改正を行っているものでございます。なお、施行日は令和5月4月1日としております。

第17号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

それでは第17号議案 春日市教育支援センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第17号議案 春日市教育支援センター管理運営規則の

一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(7) 第18号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第18号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第18号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。現在の秋季休業期間は、部活動新人大会の期間と重なっているため、働き方改革の観点から、秋季休業期間を変更する必要があるというものでございます。今回の改正の趣旨につきましては昨年1月に学校管理運営規則を改正し、夏期休業日や秋期休業日等の期間の短縮等統一を行いました。この改正により、2学期制の学校の秋期休業期間は10月の祝日である第2月曜日のスポーツの日の前の週の金曜日からスポーツの日までの4日間と定めておりました。しかし、スポーツの日を含む土日の3日間は中体連の新人大会にあたり多くの教職員が動員され、その前の金曜日は学校休業日になっていても練習を行うため教員は出勤せざるを得ない状況にあり、働き方改革の観点から変更を検討して欲しいという要望が中学校からございました。このとおりですと、教員は秋期休業期間を挟んで12日間連続で出勤することとなりますので、秋期休業期間を見なおす必要があると考えたものでございます。

改正箇所は学校の秋期休業期間を定める第9条第1項第5号です。10月の第1月曜日の属する週の金曜日から同月の第2月曜日までの日としておりましたが、この期間を1日後ろにずらしまして、かつ土日祝日は元々学校休業日でございますので表現を簡素化しまして、第2月曜日の翌日に変更したものでございます。なお、施行日は令和5年4月1日としております。第18号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

来年度から改正ということですが、現在3学期制を採用している学校はあるのでしょうか。

○今福学校教育課長

現在3学期制としている学校は春日野中学校1校でございます。

○扇教育長

春日野中学校も学校運営協議会等で2学期制への移行を論議しているとのこと。

○安本委員

令和5年度は現行のままとの認識でよろしいでしょうか。

○扇教育長

今のところは、現行のとおりまいる予定です。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第18号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第18号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(8) 第19号議案 かすが教育の日を定める要綱の制定について

○扇教育長

次に、第19号議案 かすが教育の日を定める要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

第19号議案 かすが教育の日を定める要綱の制定についてでございます。

提案理由でございます。市民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校、家庭及び地域の連携の下、子どもの生きる力と市民性を育む取組の推進を図るため、かすが教育の日を定めるに当たり、要綱の整備を図る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

11月1日をかすが教育の日、11月をかすが教育月間として、その趣旨に沿った

取組を実施するものとしております。春日市は平成17年に九州で初めてコミュニティ・スクールを導入し、持続的安定的に充実発展した歩みを続けてきております。学校、家庭及び地域が子どもを共に育てる基盤づくり、協働の町づくりへつながっており、春日市では毎日が教育の日と言っても過言ではない状況でございます。教職員においては一人一人が自己を振り返る機会とし、家庭においては家庭教育が教育の出発点であることを再認識し、子どもたちと向き合う機会となることを期待して制定しております。春日市の教育振興の更なる発展に資するようかすが教育の日を定めるものですが、学校・家庭・地域において新たな取組を開始するものではなく、当該月間において事業展開できるよう従前の取組を計画的に整理し、実施していくものでございます。第19号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

春日市では毎日が教育の日とおっしゃっていたのですが、何故改めて11月1日を教育の日と制定する必要があるのでしょうか。

○武末教務課長

まず、多くの自治体において11月が教育月間となっております。それにならって春日市においても11月を教育月間としました。教育月間が始まる初日ということで、期日を定めることにより今までの振り返りを行うという意味での基準の日ということで、教育の日を11月1日としております。今までも福岡県の教育月間に合わせて取組を行ってまいりましたので新たにイベントを行うということではなく、啓発を行っていくことで、家庭教育の重要性や子どもと向き合う大切さを再認識するという機会になればと思っております。

○染原委員

教育への姿勢等を、管理職を含めて教員が1年間を振り返ったり話し合ったりする日とするのであれば、とても意味があるものとなるのではないのでしょうか。もう少し具体性があると良いのではないかと思います。

○宮崎委員

学校・家庭・地域の連携の基子どもたちの生きる力と市民性を育む取組の推進を図るということで、コミュニティ・スクールの充実を図るということだと思いますが、子どもたちはコミュニティ・スクールの取組がある現状が当たり前となっており、大人になってこんな素晴らしい取組を受けていたのだと気付いたという人もいらっしゃいました。

この教育の日を機会に、児童生徒にも春日市の取組を伝えていくことも必要かと思いません。

○武末教務課長

宮崎委員のおっしゃるような啓発活動を続けていきたいと思っております。子どもたちも成長して大人になっていくので、継続した取組が必要かと思っておりますので、そのような努力を続けていきたいと思えます。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第19号議案 かが教育の日を定める要綱の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第19号議案 かが教育の日を定める要綱の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(9) 第20号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第20号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

第20号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由でございます。市の重点施策を達成するため、事務局の組織及びその分掌事務を見直す必要があるということが、この議案を提出する理由でございます。

変更点としましては、1点目は教務課が教育総務課と名称が変更となります。2点目は学校教育課学校教育担当の業務について、特別支援教育に関して発達支援室との業務の整理を行っており、また、義務教育に係る教育課程の接続、幼稚園・保育園・小学校の連携について整理を行っております。3点目としまして、地域教育課のこども共育担当と社会教育・読書推進担当を地域教育担当の1担当とし、新たに放課後児童健全育成事業に関することが分掌事務に追加されます。4点目として、文化財課が市長部局へ移管されるとい

うことで、教育委員会の分掌事務から削除されます。第20号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

それでは第20号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第20号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(10) 第21号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

○扇教育長

次に、第21号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

第21号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議についてでございます。

提案理由でございます。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」について、小学校と連携を深め、より円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、当該事務について教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させるための協議を市長と行いたいというものが、この議案を提出する理由でございます。

20号議案でも説明いたしましたが、地域教育課の分掌事務に放課後児童健全育成事業に関することが新たに追加されることに伴い、補助執行を行うものです。開始時期は令和5年4月1日としております。第21号議案の説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

現在行われている学童保育と放課後児童クラブは違うものなのでしょうか。活動時間等はどうなるのでしょうか。

○武末教務課長

同じものです。学童保育というものが通称名でして、正式な名称は放課後児童クラブとなります。活動時間等についても、現在の指定管理者を引き継ぐこととなっておりますので変更はないかと思われまます。

○安本委員

放課後児童クラブが教育委員会に所管されることにより、小学校の先生の業務量が増加するということはないのでしょうか。どこまで業務として、放課後児童クラブと先生方が関わっていくのか線引きが必要かと思ひます。

○山下地域教育課長

先生方の負担は変更がないかと思われまます。

○今福学校教育課長

放課後児童クラブも共働きの増えている現状、利用者が増えておりまして、第2クラブ舎を建てている学校もございます。しかし、今後子どもが減少していく事が見込まれる中、新たな施設に投資するという事は現実的ではないということで、多目的ホールであるとか音楽室であるといった学校の施設を活用しております。その辺りの連携が、教育委員会にあるとしやすいということがございます。

○安本委員

施設利用ということでしたら、利用申請書を提出すればいいのであって、規則の改正や補助執行等は必要ないのではないのでしょうか。人材交流といったことがあるのでしょうか。

○今福学校教育課長

人材交流といったことは考えておりません。しかし、放課後児童クラブを利用する児童は小学校の児童でもありますので、何かあれば放課後児童クラブの支援員と小学校の担任で情報共有をしていかなければなりません。現在は学校教育課からこども未来課へ依頼し、そこから指定管理者に依頼をするという遠回りな方法を取っておりますので、やはり同じ組織にあった方が共有しやすいということがあります。

また、働き方改革に関わりがあることでございますが、放課の時間を早めたいという学校が出てきております。学校の中で各種努力を重ね必要箇所以外の短縮を図り、放課の時間を2時くらいにしている学校がございます。しかし、現在指定管理の条件が2時半から

となっております。予算計上が必要となりますが、この学校は2時からクラブを開始して欲しいといった協議も教育委員会にあった方がやりやすいのかと考えております。

○金堂教育部長

学童も対象は同じ児童ですので、様々な動きがございますが、先生と放課後児童クラブの支援員の動きに整合性を持たせ速やかに動かせるようになるには、やはり教育委員会にあった方が機動性が増すのではないかと考えております。ただ、心配いたしております事項として、そもそも教育委員会では放課後子供教室（アンビシャス広場）を所管しております。国の方は放課後児童クラブと放課後子供教室の融合を推進していくようでございます。放課後子供教室は、基本的には各公民館が行っているのです、その辺りの整合性をどうしていくのか、今後試行錯誤しながら検討していきたいと考えております。

この補助執行により、まず、先生達の意識を変えることと、先生と児童クラブの支援員が児童に対する指導の仕方を共有できるところは子どもたちにとっては良いのではないかと考えております。

○染原委員

こどもが学童保育を利用できるということは、共働きの保護者にとっては安心できることです。便利さから言うと、所管は教育委員会が良いのではないかと感じています。おっしゃるとおり子どもは一緒なので、先生と支援員が連携することでスムーズに子どもを解積できるのかなと思います。先生と支援員が連携できる形が子どもにとって良いのではないかと思います。情報交換がスムーズにできるには先生と支援員の意識を変えることが必要になってくると思いますので、同じ組織にいるという意識が生じることで良い変化があればいいなと期待します。

○扇教育長

一人の子どもの時間帯に合わせて、情報交換をこのように行うようにというルール作りをし、教員に指導していく良い機会なのではないかと思っております。

○足達委員

子ども目線から言わせていただくと、担任の先生が放課後子供教室にいらっしゃったら子どもたちは緊張して大人しくなります。ですから、あまりにも学校の教育関係の方がいらっしゃると、子どものオンオフができずに敷地内にいる時は常に緊張状態にあることにならないかと気がかりです。

○扇教育長

いただいた御意見を念頭に置き、進めていきたいと思っております。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第21号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第21号議案 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、全員賛成をもって可決いたしました。

(11) 第22号議案 令和4年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第22号議案 令和4年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第22号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第22号議案は非公開とします。

- ・第22号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第22号議案は、全員賛成により可決。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告でございます。私の方から3点御報告いたします。

1点目は新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございます。冬休み明けは、

1 週間あたりで児童生徒は100名前後、教員はおおよそ10名で推移している状況です。今週は随分と感染者数が減ってきているなという印象がございました。

2 点目は私立高校の専願入試についてでございます。予定していた受験者においては問題なく受験できているようでした。学校から様子を聞きましたら、この入試で高架になった西鉄電車に初めて乗車する生徒が多かったようで、笑顔で乗車していたと聞いております。良い結果がでてくれたら良いなと思っております。

3 点目でございます。今年度から教職員の内示日が、例年の3月25日から3月8日に前倒しで行われることとなります。これは、教職員数が不足、講師の確保を急がなければならなくなりつつあるからとのこと。先ほども申し上げましたとおり、福岡県は例年3月25日に内示があっておりましたが、政令指定都市であり独自で人事権を持つ福岡市が福岡県の内示日に先立って内示を行うため、講師が福岡県に流れていく状況がございました。これに対応するため、令和5年度の内示から福岡市の内示の日と同じ日に行うこととなったようです。報告は以上でございます。

(2) 教育委員報告 なし

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

次に事務局報告です。ア 各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いいたします。

○山下地域教育課長

地域教育課でございます。第5回 社会教育委員会議を12月15日に開催いたしました。提言書の作成にあたりまして、随時議論を重ねているとことごとでございますが、市について協議をいたしました後、それぞれ各論についての担当者を決めて、次回までに各委員から各論の様々な原稿を出していきましようというところまで煮詰まってきたところでございます。報告いたしておりましたとおり、提言書の内容については就学前の子どもをお持ちの家庭に対して、家庭教育についてと在り方についてまとめられないかと検討しております。報告は以上です。

○高田文化財課長

文化財課でございます。令和4年度第1回文化財専門委員会を開催いたしましたので御報告いたします。専門委員10名全員の出席をいただきまして、記載しております日時場所にて開催いたしました。議題は令和4年度の市指定候補文化財について御審議いただくとともに、各部会からの報告等を行っております。この会議におきまして、本年度の市の指定候補物件である県指定遺跡であるウトグチ瓦窯跡から出土いたしました瓦等につきまして、市指定の物件に値するとの意見をいただきましたので、2月の定例教育委員会議におきまして本市文化財保護条例に基づき御審議いただく予定としております。各種審議会等の御報告は以上です。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、報告がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

文化財課です。1月の主要行事報告でございます。令和4年度民俗企画展「どうすぞす？季節の民具」ということで開催いたします。解説図録を本日お配りしております。1月21日から3月5日までの開催となっております。前回の定例教育委員会議にて開催の御案内をいたしました。今回のテーマは季節の民具展ということで、便利な家電製品がなかった時代にどのようにして夏や冬などの厳しい季節を過ごしていたのか、当時の人々の知恵を道具や暮らしの様子を通して紹介する展示会となっております。

【第4 調整事項】

(1) 2月定例教育委員会議の日程について

令和5年2月22日（水） 午前9時 決定

(2) 3月定例教育委員会議の日程について

令和5年3月29日（水） 午前9時 予定

(3) 2月教育委員懇談会の日程について

令和5年2月22日（水） 午前10時 決定

午前10時15分 閉会